

第三十三号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則第四項中「平成二十六年四月分から平成二十七年三月分まで」を「平成二十七年四月分から平成二十八年三月分まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて平成二十六年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。